

追加・見直し点一覧

	ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
1	22	8 子どもの虐待に関する状況	<p>(1) 児童虐待の相談件数 本市の虐待相談件数は、平成29（2017）年度にいったん減少したものの、平成30（2018）年度は増加し、207件となっています。 虐待対応件数は、平成29（2017）年度にいったん減少したものの、平成30年（2018）度は635件と、急増しています。解決に時間がかかり、次年度に持ち越す事案が増えていることなどが影響していると考えられます。 一時保護件数は、各年度15件前後となっています。</p> <p>(2) 虐待相談・虐待通告の内訳 虐待相談の内容をみると、各年度とも虐待通告が最も多くなっています。 虐待通告の内容をみると、各年度とも心理的虐待が最も多くなっています。</p>	<p>児童虐待相談➡児童相談 文言変更 H 2 9 相談件数修正345➡556</p> <p>(1) 児童相談件数 本市の児童相談件数は、年々増加傾向にあり、平成30（2018）年度は207件となっています。 虐待対応件数は、児童相談件数の増加とともに年々増えています。解決に時間がかかり、次年度に持ち越す事案が増えていることなどが影響していると考えられます。 一時保護件数は、各年度15件前後となっています。</p> <p>(2) 児童相談・虐待通告の内訳 児童相談の内容をみると、各年度とも虐待通告が最も多くなっています。 虐待通告の内容をみると、各年度とも心理的虐待が最も多くなっています。子どもが親のDV（ドメスティック・バイオレンス）を目撃することが心理的虐待として、警察から通告を受けるケースが多いことが影響していると考えられます。</p>	<p>前回会議での意見を踏まえて 文言、数値見直し 事前配付以降に修正</p>
2	33～34	11 課題のまとめ	（新設）	前計画にはなかった「課題のまとめ」欄を本計画で新設	取組の前提となる課題を明確化するため
3	34	課題のまとめ（4）児童虐待や子ども同士のいじめの防止	「虐待を加える側も何らかのトラブルや悩み等を抱えているケースが多いことから、加害者へのケアという視点も欠かせません。」	虐待加害者に対する支援の視点をここに記載しています。 これを受けての新規事業として、「施策84 虐待の防止に向けた親等への働きかけ」（P58）を追加	（変更点ではなく、前回会議で見えた点の確認）

追加・見直し点一覧

ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
4	34 課題のまとめ（6）必要・有益な情報の周知に向けた取組	「ニーズ調査の結果をみると、市の子育て支援策等について十分に認知されていないものもあることから、広報紙をはじめ様々な媒体を活用した積極的な情報発信が重要となっています。 また近年はインターネットにつながった端末装置やスマートフォン等の普及が著しいことから、それらを活用した新たな情報発信手段の開発・活用も、有効と考えられます。」	文末に以下を追記 「 <u>その反面、インターネット等を通じて誤った情報が広がり、保護者がSNSや通信型ゲーム等に熱中し、しっかりと子どもと向き合わないなどの弊害も見られます。子どもだけでなく保護者に対しても、正しい情報を見極める力や、SNSや通信型ゲーム等の適切な使い方について、周知することが重要となっています。</u> 」	昨今の社会状況を踏まえて
5	35 2.基本的な視点	（例） ■一人一人の子どもを尊重する視点■ 「すべての子ども一人一人が、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されていることはもちろんのこと、人と人との関わりを通して、心豊かな人間性を形成し、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立って取組を進めていきます。 また、障害、疾病、虐待、貧困など特に社会的な支援が必要な家庭に対して、子どもへの最善の利益がもたらせるように配慮します。」	（例）左記の内容を次のように見直し ①一人ひとりの子どもを尊重する視点 「 <u>子どもが権利の主体であり、その利益が最大限に尊重されるよう努めます。</u> 」	基本的な視点①～④の方向性はそのままに、説明文を簡略化。
6	35 2.基本的な視点	③親育ちを支援する視点 安心して子育てができるよう、親に対して適切な支援の提供に努めます。	③親育ちを支援する視点 「 <u>安心して子育てができるよう、また、子育ての知識や能力を身につけられるよう、親に対して適切な支援や有益な情報の提供に努めます。</u> 」	前回会議での意見を踏まえて「親育て」の視点を含めて見直し
7	36 基本目標（1）～（4）	1：安心して子どもを産み育てる環境をつくります 2：地域で子育て家庭を支える環境をつくります 3：子どもの最善の利益を支える環境をつくります 4：健全な子どもを育む教育・保育環境をつくります	（1）安心して産み育てることができる環境づくり （2）子育て家庭を地域で支える環境づくり （3）子どもの最善の利益を保障する環境づくり （4）健全な子どもを育む教育・保育の環境づくり	前回計画を踏襲しつつ、文言を多少、調整（説明文も同様）
8	38～ 第4章 子ども・子育て支援事業 全体	（新設）	施策の 카테고리ごとに、現状や取組の基本的な方向性について説明文を追加	カテゴリーごとの目的や方向性を明確にするため

追加・見直し点一覧

	ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
9	39	施策4 表の「施策の概要」欄全体	（例）施策4 乳児全戸訪問事業 「生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。」	（例）左記を次のように見直し 「 <u>○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。</u> <u>○親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。</u> 」	全体を箇条書きとし、読みやすいように文章を整理
10	39	施策7 情報化社会における適切な対処方法についての理解促進	（新規事業）	「 <u>インターネット等で発信される情報の信頼度の見極めや、SNSや通信型ゲーム等との適切な活用・利用について、岩出市子育て応援サイトをはじめ様々な機会を活用し、啓発を行います。</u> 」	情報機器や手段を利用したトラブルや、ネット・ゲーム依存による子育て放棄などが社会問題化しているため（主として親に対する取組）
11	41	施策14 妊産婦健康診査事業及び妊婦に関する事業	「○ 妊娠の早期から妊娠・出産に関する情報を提供し、安心して出産できるよう、また産後は自信を持って育児ができるよう、以下の事業を実施します。 □母子健康手帳の交付 □妊婦健康診査費助成事業（14回） □妊婦歯科健康診査費助成事業（1回） □一般不妊治療費助成事業 □パパママ教室（妊婦教室）」	下線部事業を追加 「○ 妊娠の早期から妊娠・出産に関する情報を提供し、安心して出産できるよう、また産後は自信を持って育児ができるよう、以下の事業を実施します。 □母子健康手帳の交付 □妊婦健康診査費助成事業（14回） □妊婦歯科健康診査費助成事業（1回） ・ <u>産婦健康診査費助成事業（2回）</u> □一般不妊治療費助成事業 □パパママ教室（妊婦教室）」	H31年度より産婦健康診査開始
12	41	施策15 産前・産後サポート事業	（新規事業）	「 <u>安心して出産し、産後も自信を持って育児ができるように妊娠期から継続して以下の事業を実施し、支援します。</u> <u>・アウトリーチ型（妊婦訪問・電話相談）…妊娠6か月・妊娠8か月に実施しています。</u> <u>・デイサービス型（こころていえ）…子育てに関する情報交換や悩みを相談できるように妊婦の交流の場を提供します。」</u>	H31産前・産後サポート事業開始（子育て世代包括支援センター設置に伴う新規事業）

追加・見直し点一覧

ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
13	41 施策16 産後ケア事業	(新規事業)	「家族等から支援がない場合や育児等に不安がある場合で、育児支援を必要とする母子を対象に、産後も安心して子育てができるよう医療機関のサポートを受けることができます。 ・宿泊型（出産後2か月以内で通算7日を限度） ・デイサービス型（出産後4か月以内で10回を限度）」	H31産後ケア事業開始（子育て世代包括支援センター設置に伴う新規事業）
14	41 施策17 予防接種事業	○「予防接種法」に基づき、以下の予防接種を実施します。 □ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、DPT-IPV（4種混合）、BCG、MR（風しん・麻しん）、水痘、日本脳炎、DPT（3種混合）、不活化ポリオワクチン、DT（二種混合）、子宮頸がんワクチン	B型肝炎を追加 ○「予防接種法」に基づき、以下の予防接種を実施します。 □ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、DPT-IPV（4種混合）、BCG、MR（風しん・麻しん）、水痘、日本脳炎、DPT（3種混合）、不活化ポリオワクチン、DT（二種混合）、子宮頸がんワクチン、 <u>B型肝炎</u>	H28.10 B型肝炎 定期接種追加
15	43 施策25 病児保育事業	「病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童を、保育等の専門スペースにおいて一時的に預かる「病後児保育」を実施します。また、「いわで・きのかわファミリー・サポート・センター」では病児・病後児の預かりを実施します。」	新しい取組として以下を追加 「 <u>広域連携も考慮し、小児科医、看護師が配置されている一定規模を有する医療機関において、病児保育・病後児併設型の実施を検討するとともに、仕事と家庭の両立支援策等により、親が病気の子どもを見守れる社会環境の整備との両輪で進めていきます</u> 」	前回会議での議論を踏まえて
16	44 施策32 幼児教育・保育の無償化	(新規事業)	新規事業として以下の内容を追加 「 <u>3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。</u> <u>0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償とします。</u> 」	法改正に伴い無償化が実施されたことを反映して

追加・見直し点一覧

	ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
17	45	施策36 要保護・準要保護児童生徒援助費	「教育基本法第4条第3項並びに「学校教育法」第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒に対し、就学の援助を行い、もって小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に努めます。」	新しい取組として以下を追加 「 <u>○新入学学用品費について、入学前の給付について検討を行います。</u> 」	原課の指摘により
18	旧計画	旧施策35 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付	私立幼稚園の設置者が保育料及び入園料の減免を行う場合に、私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、当該私立幼稚園の設置者に対して、補助金を交付することで、保護者の経済的負担の軽減を図り、幼稚園への就園を奨励します。	(削除)	教育・保育の無償化に伴い、事業中止
19	46	施策38 歩道設置事業 施策39 都市公園事業	「歩道設置については、市の重点業務と位置づけ、年次計画に基づき事業を行い、歩行者の安全確保に努めます。」 「子どもたちが自由に遊べ、安全に過ごし、自然や地域住民とふれあうことのできる遊び場として活用されるよう、各公園等の整備の充実を図ります。」	ともに、以下の下線部を追加 「 <u>○歩道設置を市の重点業務と位置づけ、年次計画に基づき事業を行い、歩行者の安全確保に努めるとともに、誰もが安心・安全に通行できるよう、道路のバリアフリー化を推進します。</u> 」 「 <u>○子どもたちが自由に遊べ、安全に過ごし、自然や地域住民とふれあうことのできる遊び場として公園が活用されるよう、各公園等の安全点検・改修の実施や、魅力向上を図ります。</u> <u>○障害のある子どもをはじめ、誰もが安心して過ごせる公園となるよう、施設のバリアフリー化を推進します。</u> 」	障がいのある子ども等への視点を強調するため
20	48	施策44 図書館（ボランティア等）による読み聞かせ事業	「岩出図書館、総合保健福祉センター図書室で、定期的におはなし会を実施します。」	下線部分を追加 「 <u>「岩出市子ども読書活動推進計画」に基づき、岩出図書館、総合保健福祉センター図書室で、定期的におはなし会を実施します。</u> 」	取組の根拠を明確にするため

追加・見直し点一覧

	ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
21	48	施策45 親子読書支援事業 (すくすく読書)	(新規事業)	新規事業として以下の内容を追加 「 <u>○1歳8か月児健康診査対象者に図書館への案内状を配付し、来館者には親子での読書（読み聞かせ）を支援する絵本とトートバッグのプレゼント、ブックリストの配付を行います。</u> ○読書相談に応じるとともに、図書館の利用カード作成やおはなし会等の案内も行き、親子での継続的な図書館利用の促進と読書の推進を図ります。」	原課の指摘により
22	旧計画	旧施策48 まちづくり協議会の活用	「まちづくりへの官民協働と意識形成に向けた自主的な参加を促進させます。」	削除	実施内容が子育て世代向けではないため（原課の指摘）
23	52	施策58 障害児保育事業	「保育所等において、保育を必要とする障害児の保育を実施します。」	新しい項目として以下を追加 「 <u>○保育を必要とする障害児が保育所に入所できるよう、保育士の確保等、必要な支援に努めます。</u> 」	前回会議での議論を踏まえて
24	52	施策59 ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人（利用会員）と、援助を行いたい人（スタッフ会員）のネットワークをつくり、利用会員がセンターに連絡すると、スタッフ会員を紹介してくれる相互援助活動を行います。 活動内容は、「保育施設での保育が始まる前、終わった後に児童を預かる」、「保育施設までの送迎」、「学校の放課後、学校保育終了後に児童を預かる」、「保護者の用事の時に児童を預かる」などです。	「 <u>依頼（利用）会員、援助（スタッフ）会員からなる相互援助活動をセンター事務局（アドバイザー）が調整し育児の相互援助を行います。（送迎、一時預かり、病児・病後児預かり等）</u> 」	総合計画の表記に合わせて見直し 説明を分かりやすく見直し
25	53	施策67 男女共同参画推進事業	「性別に関わりなく、あらゆる分野で対等のパートナーシップを発揮できる「女（ひと）と男（ひと）が共に生きる社会（まち）」の実現を目指したまちづくりを推進します。この活動に積極的に協力してくれるボランティア（岩出市男女共同参画推進員）と連携し、男女共同参画に関する活動の企画、情報の収集や提供、広報紙(リーフレット)の作成、イベント等への協力やワーク・ライフ・バランスを含め男女共同参画について広く啓発活動などを行います。」	下線部を追記・見直し 「 <u>「岩出市男女共同参画プラン」に基づき、性別に関係なく、多様な分野に参画できる機会が確保され、あらゆる場面で公平に評価され、責任を共に担い活躍できる「みんなが共に生きるまち」の実現を目指して、市民と地域、事業所、行政が一体となり推進します。</u> ○ボランティア（岩出市男女共同参画推進員）と連携し、男女共同参画に関する活動の企画、情報の収集や提供、広報紙(リーフレット)の作成、イベント等への協力等、広く啓発活動等を行います。」	取組の根拠と推進主体を明確にするため

追加・見直し点一覧

	ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
26	旧計画	旧施策78 きしゅう君の家	「自分の身は自分で守るという意識を強めるとともに、地域住民にも自主防犯意識を促し、地域の安全を確保する運動の一環として地域ぐるみによる地域安全対策を推進します。子どもを犯罪被害から守り保護するため、趣旨に賛同した家を「きしゅう君の家」としてステッカーを貼り、緊急のときに子どもが助けを求めることができ、子どもの安全を確保するとともに、子どもたちの安心・安全な環境づくりを推進します。」	削除	きしゅう君の家について、学校でも正確に把握していないため（原課の指摘）
27	58	施策82 児童虐待防止ネットワーク体制の充実	「要保護児童対策地域協議会（「岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議」）を中心に、関係機関相互の密接な体制づくりを行うとともに、連携を図り、児童虐待の早期発見・防止に努めます。」	新しい項目として以下を追加 「○要保護児童やその家庭に対しては、児童相談所等と連携して、継続的な支援を行います。」	早期発見・防止だけでなく、被害者に対しては継続的な支援が必要なため
28	58	施策83 児童虐待早期発見事業	「乳幼児健診・健康相談等で生活・子育て環境を把握し、早期発見・早期支援を行います。子育て支援の必要な親の早期発見・早期支援に結びつぐための事業を進めます。」	新しい項目として以下を追加 「○「児童福祉法」に定められた児童虐待を発見した場合の通告義務について、広報紙や岩出市子育て支援サイト等、様々な手段や機会を通じて、周知に努めます。」	虐待の早期発見につながるよう
29	58	施策84 虐待の防止に向けた親等への働きかけ	（新規事業）	新規事業として、以下の内容を追加 「○虐待を加える側の親等に対し、話を聞く、適切な助言を与えるなど、専門家と連携した支援により、虐待の再発を予防します。 ○「しつけのための暴力も虐待である」との認識を周知させるため、広報紙や岩出市子育て支援サイト等、様々な手段や機会を通じて、広報に努めます。」	前回会議での議論を踏まえて
30	60	施策89 在宅障害児サロン「めばえ」	「社会福祉協議会と地域のボランティアとともに協働します。 ○支援学校通学児童・生徒に対し、自由に過ごせる時間・場所・機会を提供 ○家族へのレスパイト支援 ○住民が中心となって活動を行うことにより、他の住民に対しても、障害を持つ方に対する支援活動が身近なものであることを同じ目線から啓発を行います。」	冒頭に以下を追加。 「 <u>学校を卒業してからの地域とのつながりを深めるため</u> 」	取組みの意義を明確にするため

追加・見直し点一覧

	ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
31	60	施策92 障害や障害のある人への理解の促進	(新規事業)	新規事業として、以下の内容を追加 「○障害や障害のある人に対する理解を深めるため、様々な手段や機会を活用して、啓発・広報活動を推進します。 ○障害のある人に対する「合理的配慮」について、知識と実践が広く普及するよう、様々な手段や機会を活用して、啓発・広報活動を推進します。」	前回会議での議論を踏まえて
32	61	施策93 ひとり親相談支援事業	○ ひとり親家庭の暮らしや生活に関する相談に応じ、各関係機関と連携しながらひとり親家庭の支援を行います。 ○ その他、ひとり親家庭の就労（自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費）や、福祉資金貸付の相談及びひとり親家庭への情報提供を行います。	関係機関と連携しながらひとり親家庭の支援を行います。 ○ その他、ひとり親家庭の就労（自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費高等職業訓練促進給付金、高校卒業程度認定試験合格支援給付金）や、福祉資金貸付の相談及びひとり親家庭への情報提供を行います。	事業名の変更及び事業開始による
33	62	施策94 確かな学力の定着	「子どもたちが変化の激しい社会の中で主体的に生き抜いていくことができるよう、きめ細やかな指導の充実を図り、自ら学ぶ意欲と確かな学力の定着に努めます。」	新学習指導要領の実施に向け、以下の下線部分を書き換え（2つ目の項目は新規項目） 「○子どもたちが変化の激しい社会の中で主体的に生き抜いていくことができるよう、 <u>新学習指導要領に則り、教育を推進します。</u> ○ <u>プログラミング教育・外国語教育等の推進に向け、人材の確保等、必要な体制づくりに努めます。</u> 」	新学習指導要領（幼稚園は2018年度から、小学校は2020年度から、中学校は2022年度から全面实施）
34	63	施策95 子どもの最善の利益を考える教育・福祉の連携会議の設置	(新規事業)	「生活保護世帯、経済的困窮世帯、ひとり親世帯、障害児や不登校児童を抱える世帯等に対し適切な支援や資源を提供するため、教育と福祉が連携を図り切れ目のない支援を実施していく庁内体制の構築を検討します。」	地域福祉課 生活支援課 子ども・健康課 教育総務課 生涯学習課
35	旧計画	旧施策92 公立保育所運営事業	「保護者の労働または疾病等の事由により、保育を必要とする児童の保育を市立保育所において行います。」	(削除)	施策55 教育・保育提供体制の確保事業に踏襲

追加・見直し点一覧

	ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
36	旧計画	旧施策93 認定こども園・私立保育所等への運営費助成事業	認定こども園、保育所等の運営費や各種事業の経費を助成することで、認定こども園・私立保育所等における保育内容の充実を図ります。	(削除)	施策55 教育・保育提供体制の確保事業に踏襲
37	旧計画	旧施策94 地域型保育施設への運営費助成事業	地域型保育施設への運営費や各種事業の経費を助成することで、地域型保育施設における保育内容の充実を図ります。	(削除)	施策55 教育・保育提供体制の確保事業に踏襲
38	66	施策99 学校施設の計画的な整備	「危険性の高い場所から年次計画を立て、小・中学校の補修工事を進めます。 また、市の下水道整備計画に合わせ、順次学校の公共下水道への接続を進めます。」	新しい項目として、以下を追加 「○障害のある児童・生徒がストレスなく学べる環境を整えるため、小・中学校のバリアフリー化を推進します。」	障害のある児童への視点を強調するため
39	66	施策100 スクールカウンセラー配置事業	「スクールカウンセラーを岩出中学校・岩出第二中学校・山崎北小学校・上岩出小学校に配置し、いじめ・不登校等への対応、問題行動等の防止に向けて教員と連携を図り、保護者も含めた相談体制の充実を図ります。」	「○スクールカウンセラーを岩出中学校・岩出第二中学校・岩出小学校・山崎北小学校・上岩出小学校・中央小学校に配置し、いじめ・不登校等への対応、問題行動等の防止に向けて教員と連携を図り、保護者も含めた相談体制の充実を図ります。」 新しい項目として、以下を追加 「○未配置校については、引き続き県に対して派遣の要請を行います。」	原課の指摘により
40	67	施策101 信頼される学校づくり	「教職員研修等へ参加し、教員の資質向上に努めるとともに、学校評価を実施し、自校の教育活動を点検することにより、信頼される学校づくりを行います。」	新しい項目として、以下を追加 「○学校運営協議会（コミュニティスクール）の推進により、より市民の声を反映し、市民に開かれた学校づくりを行います。」	コミュニティスクールの取組がすでに行われているため
41	67	施策103 豊かな心の育成	「道徳教育の充実を図るとともに、地域との連携により、様々な自然体験や社会体験などの体験活動等を通して、豊かな心の育成を図ります。」	冒頭に、以下の下線部分を追加。 「○新学習指導要領による道徳の教科化に伴い、道徳教育の充実を図るとともに、地域との連携により、様々な自然体験や社会体験等の体験活動等を通して、豊かな心の育成を図ります。」	新学習指導要領の実施を踏まえて

追加・見直し点一覧

	ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
42	70	施策109 新・放課後子ども総合プランの推進	(新規事業)	新規事業として、以下の内容を追加 「 <u>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に安心・安全な環境で学習や多様な体験・活動が行えるよう、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的又は連携して実施する体制の整備を検討します。</u> 」	国の方針を踏まえて
43	72	施策113 情報化社会に対応した教育の推進	(新規事業)	新規事業として、以下の内容を追加 「 <u>〇インターネット等を通じて子どもたちが不適切な情報に触れたり、犯罪に巻き込まれたりすることがないように、情報化時代における正しい情報の見極めや、情報機器や手段の適切な活用法について、指導します。</u> 」	情報手段・機器などを通じて子どもたちがいじめや仲間外し、トラブルなどに巻き込まれないよう（子どもに対する取組）
44	73	施策118 ヤングアダルトコーナー事業	「ヤングアダルト（YA）とは、概ね12歳～18歳の“若い大人”という意味です。子どもから大人に成長する時期は、体だけではなく、心も大きく育ちます。その“柔らかい”心を育てるために、読書が有効です。児童書から一般書への橋渡しの意味合いで、中学・高校生世代へ提供する本を「ヤングアダルト図書」と呼んでおり、児童図書コーナー入口にヤングアダルトコーナーを設置します。ヤングアダルト世代のために魅力ある本を集めます。」	冒頭に、以下の下線部分を追加 「 <u>〇「岩出市子ども読書活動推進計画」に基づき、おおむね12歳～18歳のヤングアダルト世代に対し、その“柔らかい”心を育てるために、図書館に「ヤングアダルト図書」のコーナーを設置し、中学・高校生世代に魅力のある本を集めます。</u> 」	取組の根拠を明確にするため
45	73	施策119 高校生ボランティア受入れ事業	「社会貢献の一環として、夏休みを活用して高校生の図書館ボランティアの受入れを行います。」	以下の下線部分を追加 「 <u>〇社会貢献の一環として、夏休みを活用して高校生の図書館ボランティアを受入れ、高校生が自主的に活動できる場の提供や、若者と図書館との接点の形成、若い感性と行動力による図書館活動の活性化と振興等を図ります。</u> 」	取組の目的を明確にするため
46	73	施策120 中学生職場体験受入事業	「中学生の職業選択や進路選択の参考となるように、職場体験の受入れを行います。」	冒頭に、以下の下線部分を追加 「 <u>〇「岩出市子ども読書活動推進計画」に基づき、中学生の職業選択や進路選択の参考となるように、図書館において職場体験の受入れを行います。</u> 」	取組の根拠を明確にするため

追加・見直し点一覧

	ページ	箇所	修正前（前回会議時点）	修正後	理由等
47	74	施策121 家族ふれあい読書推進事業	「子どもとその保護者が、週1回テレビやゲーム機、パソコンなどの電源を切り、一緒に読書することにより家庭でのコミュニケーションを図り、「家族の絆づくり」をするとともに、子どもの心を豊かに育む読書環境をつくることに寄与することを目的とします。「うちどく（家での読書）」をすることを推進するために、「うちどく」におすすめの図書のリストや家族の読書の記録を書きとめる欄を掲載した「うちどくノート」を作成し、市内小中学校の児童・生徒に配布しています。」	冒頭に、以下の下線部分を追加 「○「 <u>岩出市子ども読書活動推進計画</u> 」に基づき、子どもとその保護者が、週1回テレビやゲーム機、パソコン等の電源を切り、一緒に読書する「家族ふれあい読書」を推進し、「家族の絆づくり」をするとともに、子どもの心を豊かに育む読書環境づくりに努めます。」	取組の根拠を明確にするため